



# 埼玉県報

第174号  
令和3年(2021年)  
1月15日  
金曜日

## 目次

### 告示

- スタジオカメラほかシステム機器に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 宅地建物取引士の聴聞（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県立学校54校タブレット端末等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 埼玉県立学校97校校内通信環境機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

スタジオカメラほかシステム機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3  
丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年12月18日

4 落札者の氏名及び住所

ソニービジネスソリューション株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号

5 落札金額

59,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年10月30日

# 告 示

## 埼玉県告示第五十五号

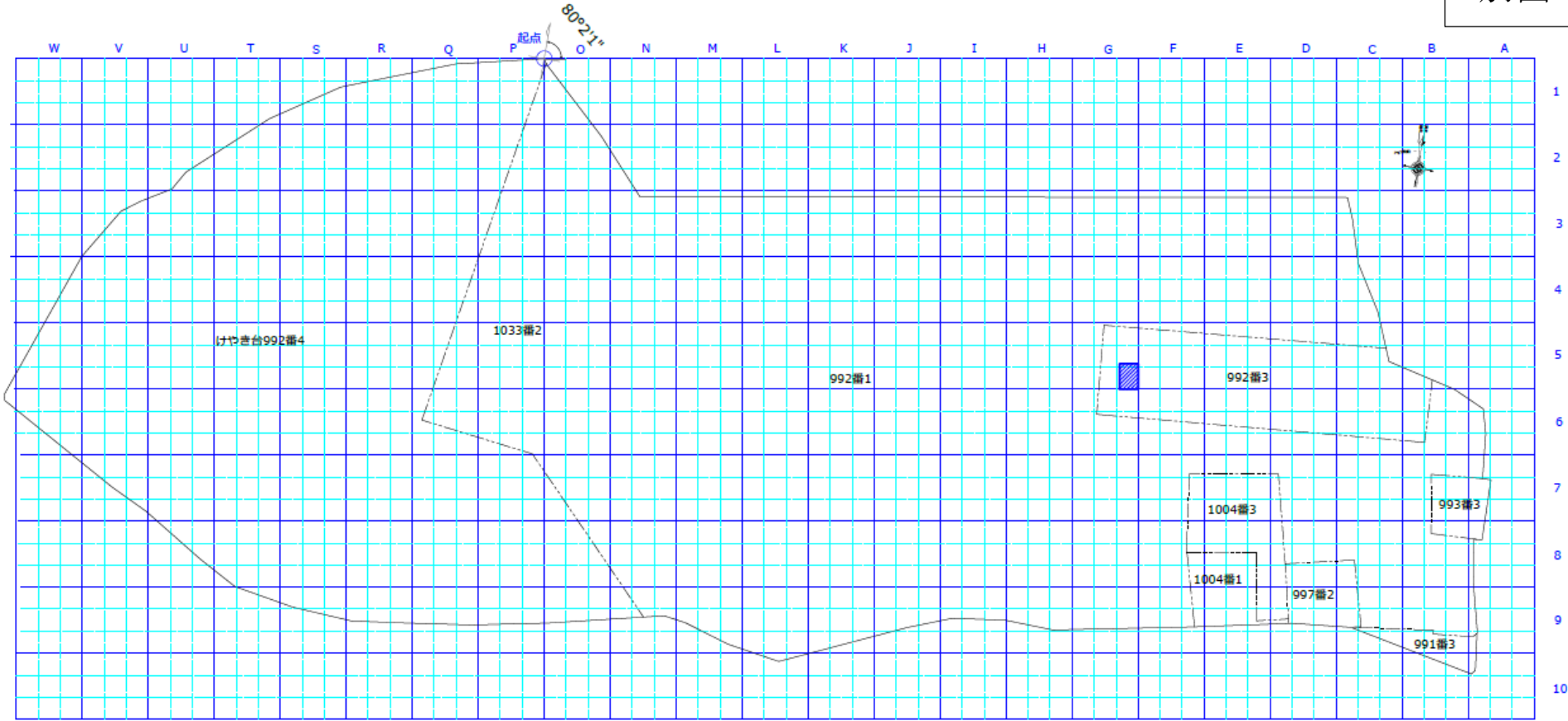
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千百十八号により指定した土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡例】

- 30m格子
- 筆境界
- - - 単位区画
- 敷地境界

要措置区域の指定を解除する区画

【格子の回転角度 (80°02'01" )】

格子回転角は、起点をとおり、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五十六号

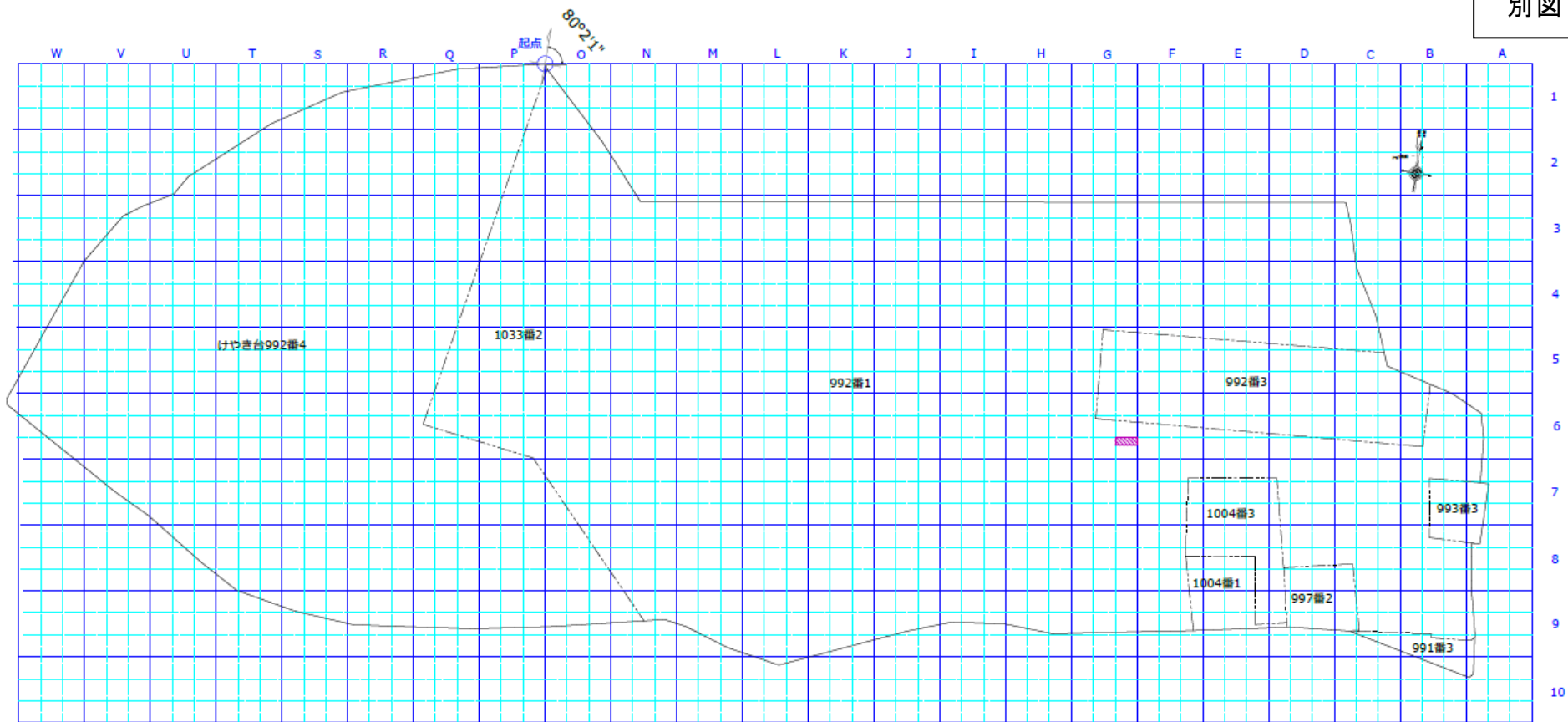
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千百十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡例】

- 30m格子
- - - 筆境界
- · - · 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【格子の回転角度 (80°02'01")】

格子回転角は、起点をとおり、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五十七号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県告示第五十八号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷺宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

（変更後） 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

#### ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク八潮鶴ヶ曾根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通八百九十四番一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク八潮鶴ヶ曾根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通八百九十四番一外

（変更後）ベルク八潮鶴ヶ曾根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通八百九十四番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

（変更後）ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

#### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク越谷花田店

埼玉県越谷市花田一丁目十七―二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

#### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク加須久下店

埼玉県加須市久下四丁目十一番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

#### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク行田城西店

埼玉県行田市城西四丁目四番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

#### ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

#### 二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六十六号

令和二年埼玉県告示第六百七十八号で公示した公共測量は、令和二年十一月三十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕



# 告 示

## 埼玉県告示第六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―三十三―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県草加市柿木町字宝千三百三十八番一の一部ほか百五十三筆

埼玉県草加市千足字九舛田二百八十番二ほか四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万八千五百四十四立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第六十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の規定による処分について、同法六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の氏名	被聴聞者の住所
令和三年一月二十二日午後一時三十分	杉原涼介	千葉県松戸市新松戸北二丁目八番地一

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号  
埼玉教育会館一〇三会議室

# 告 示

## 埼玉県告示第六十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和三年一月二十二日午後三時三十分	株式会社ライフメリット	佐々木正明	埼玉県川口市三ツ和一丁目九番地二十九号

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一〇三会議室

## 告 示

### 埼玉県告示第七十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県熊谷市円光一丁目十二番十三号 柿沼 武

二 指定年月日

令和三年一月八日

# 告 示

## 埼玉県告示第七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立学校54校タブレット端末等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年11月17日

4 落札者の氏名及び住所

日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

191,070,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年10月2日

# 告 示

## 埼玉県告示第七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立学校97校校内通信環境機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年11月17日

4 落札者の氏名及び住所

日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

43,942,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年10月2日



# 告 示

## 埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年一月十五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 一 日時

令和三年一月二十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について